

○ 財務省告示第二百十三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年六月四日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年六月二十六日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当 たりの買入価格
国債付庫 （国庫券） 利付 債 動 年	第八回	七億円	九十九円二十四銭
〃	第九回	二億円	九十八円三十銭
〃	〃	十八億円	九十八円三十九銭
〃	第十回	七億円	九十七円六十五銭
〃	〃	九億円	九十七円七十四銭
〃	第十一回	二十二億円	九十七円三十三銭
〃	第二十回	三十五億円	九十六円八十五銭
〃	第二十一回	十八億円	九十七円三十五銭
〃	第二十四回	四億円	九十八円三十九銭
〃	第二十六回	十六億円	九十六円五十九銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	第四十六回	第四十回	第三十八回	第三十七回	第三十三回	第三十二回	第三十回
円一千四百二億	百五十五億円	七億円	四十一億円	七十六億円	四百億円	二百五億円	三百八十億円
	九十九円七十七銭	百円六十八銭	九十六円七十四銭	九十四円九十五銭	九十三円二十七銭	九十三円三十四銭	九十三円七十八銭